

**第 2 回**  
**大船渡市津波避難対策検討会議**

1 自動車避難のあり方の検討

2 事業従事者の避難対策の検討

3 観光客等の地理不案内者の避難対策の検討

4 実行に向けた取組スケジュールの検討

- 1 開催期間 令和6年9月30日（月）～10月17日（木） 10日間
- 2 対象地区 8地区（末崎地区、大船渡地区、盛地区、赤崎地区、蛸ノ浦地区、綾里地区、越喜来地区、吉浜地区）  
76地域
- 3 参加対象者 地域自主防災組織等、消防団、民生委員・児童委員
- 4 参加者数 計252人
- 5 地域住民の自動車避難のあり方について、地域ワークショップで出た主な意見
  - ・ 幹線道路(国道、県道)と平面交差(横断)しないで、津波浸水想定区域外に避難できるように、今回避難場所を見直すことによって、今まで避難場所にしてきた数世帯の方の避難経路は変わり、津波浸水区域内を通ることになることから、避難が遅れれば危険をもたらす可能性がある。
  - ・ 盛駅の東側は要支援者と車で逃げるのは難しい。
  - ・ 津波で車が流されても補償がないことや昼間は地域住民の倍近い人（労働者、買い物客等）が車で地域内に来ていること、車がないと避難所生活が不便であることから、災害時は多くの人が車で避難すると考える。
  - ・ 避難行動要支援者の避難について、特定の人に(他人)にお願いできない。  
近所に居住する身内の方・公民館自主防災組織など、団体の名前で運営できるようにして欲しい。
  - ・ 津波からの避難を考えると、先に、大船渡町内の国道45号の渋滞解消対策は必須である。

## I 地域住民の避難

## 自動車による避難対象者及び自動車避難可能地域（案）

**徒歩避難を原則とし、** (1)及び(2)の要件に該当する場合は自動車避難を容認する。

## (1) 自動車による避難対象者

避難に「自動車を使わざるを得ない住民（※）」及び「避難支援者」。

ただし、(2)の自動車避難可能地域の条件を備えた地域とする。

※ 避難に車を使わざるを得ない住民の例

- 避難行動要支援者
- 徒歩避難が困難な人（各地区の津波到達時間までに津波浸水想定区域から徒歩で脱出できない人）

## (2) 自動車避難可能地域（地域公民館、契約会、自治会等の単位）

以下の条件を備えた地域。

- ① 幹線道路（国道、県道）と平面交差（横断）しないで、津波浸水想定区域外に避難できる道路が確保されている地域。ただし、幹線道路の交通量が少なく容易に横断できる地域は除く。
- ② 徒歩避難者の避難を妨げない道路幅員（例：一方通行で5.5m程度（歩行者1.5m＋車道4.0m））以上の道路がある地域。
- ③ 地域内で避難車両の駐車場スペースが確保できる地域。

## 2 事業従事者等の避難(追加)

**徒歩避難を原則とし、**(1)及び(2)の要件に該当する場合は自動車避難を容認する。

(1) 自動車による避難対象者

避難に「自動車を使わざるを得ない事業従事者(※)」及び「避難支援者」。

ただし、(2)の自動車避難可能地域の条件を備えた地域とする。

※ 避難に車を使わざるを得ない事業従事者の例

- 徒歩避難が困難な人(各地区の津波到達時間までに津波浸水想定区域から徒歩で脱出できない人)

(2) 自動車避難可能地域の例

以下の条件を備えた地域。

- ① 幹線道路(国道、県道)と平面交差(横断)しないで、津波浸水想定区域外に避難できる道路が確保されている地域。ただし、幹線道路の交通量が少なく容易に横断できる地域は除く。
- ② 徒歩避難者の避難を妨げない道路幅員(例：一方通行で5.5m程度(歩行者1.5m+車道4.0m))以上の道路がある地域。
- ③ 浸水想定区域の外で避難車両の駐車場スペースが確保できること。

### 3 国道45号等の渋滞対策の検討(追加)

#### (1) 国道45号の津波警報板等の設置役割を周知

国道45号に設置している、津波警報板や各種標識の目的、津波警報発表時に国道45号の一部区間が通行止めになることを周知する。(資料3 p1)

##### ● 実行に向けた取組

- 「広報おおふなと」で市民に周知(市)

#### (2) 津波警報等発表時の交通規制・避難誘導等実施の検討

市内の国道等(県道、市道含む)の車両誘導、交通規制、避難誘導等を効果的に行うため、関係機関で協議・検討を行う。

##### ● 実行に向けた取組

- 関係機関で交通規制・避難誘導等を協議・検討(国道管理者、県道管理者、大船渡警察署、消防署、市等)

#### (3) 避難誘導看板等の設置検討

津波警報発表時の浸水想定区域内の通過交通車両乗り捨て避難者の避難を適切に誘導するため、主要箇所へ避難誘導看板、緊急駐車場所看板等の設置を検討する。

##### ● 実行に向けた取組

- 避難誘導看板の設置検討(国道管理者、県道管理者、市)
- 緊急駐車場所の検討(市)

事業従事者の避難対策

- (1) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」作成の推進
- (2) 事業者の定期的な「避難訓練」の実施
- (3) 店舗・事務所内への「避難場所案内表示」の掲示推進
- (4) (仮称) 津波率先避難等協力事業所登録事業の創設検討

(1) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」作成の推進

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）は、浸水想定区域内の事業者（集会施設、商店等）が津波からお客様、従業員等を守るために作成する計画であるため、対象全事業所の対策計画の作成を目指す。（資料3 p2）

消防署提出	対象事業者	125施設	作成済	120施設 (96.0%)	(令和6年11月現在)
	危険物施設	38施設	作成済	34施設 (89.5%)	(令和6年11月現在)

● 実行に向けた取組

対策計画の確認と作成働きかけ（大船渡消防署）

(2) 事業者の定期的な「避難訓練」の実施

津波からの避難にあたっては、日頃の訓練等の実施が効果的であることから、定期的な訓練実施を周知する。

※好事例

震災前、大船渡商工会議所では、毎年、避難訓練を実施していたことで、震災当日、円滑な避難行動をとることができ、犠牲者を出さなかった。

● 実行に向けた取組

- 対策計画対象事業所への避難訓練実施の働きかけ（市、消防署）
- 「広報おおふなと」、「商工しおさい」の広報媒体を活用した商店等への周知（市、大船渡商工会議所）

**(3) 店舗・事務所内への「避難場所案内表示」の掲示推進**

店舗等に訪れたお客様や、従業員の避難を円滑に行うため、店内や事務所内の目立つ場所に、避難場所の掲示を推進する。

**● 実行に向けた取組**

- 対策計画対象事業所への避難場所案内表示の掲示の働きかけ（市、消防署）
- 「広報おおふなと」、「商工しおさい」の広報媒体を活用した周知（市、大船渡商工会議所）（再掲）

**(4) （仮称）津波率先避難等協力事業所登録事業の導入検討**

津波警報発表時に事業者が、率先して避難するとともに、避難する際に周囲の住民や観光客等に避難を呼びかけを行う事業所を登録する事業創設を検討する。（資料3 p4）

**● 実行に向けた取組**

- （仮称）津波率先避難等協力事業所登録事業の創設検討（市）

観光客等の地理不案内者の  
避難対策

- (1) 確実な情報伝達
- (2) 津波避難誘導標識の適正配置
- (3) 地理不案内者への事業者及び住民からの声掛けの実施
- (4) 海水浴客への周知
- (5) 港湾・魚市場利用者への周知

## (1) 確実な情報伝達

市民のみならず、市内に滞在している人々へ確実に情報を伝達するため、防災行政無線、緊急速報メール、電光道路表示板など、既存のあらゆる手段で、避難喚起を行う。

(資料3 p5)

## ● 実行に向けた取組

- 効果的な放送内容の検討、時間軸に応じた情報発信の検討（市）
- 電光道路表示板での注意喚起（県道管理者、国道管理者）

## (2) 避難誘導標識の適正配置

観光客、外国人、通過交通者、一時滞在者など適切な避難誘導を図るため、避難誘導標識の適正配置を検討する。

## ● 実行に向けた取組

- 避難誘導標識の設置場所の検討、適正配置（市）
- 国道、県道などへの避難誘導標識の設置検討（県道管理者、国道管理者）

(3) 地理不案内者への事業者及び住民からの声掛けの実施

地理不案内者の避難を促すためには、避難の呼びかけが効果的であることから、観光関連事業者や各事業所、市民等が避難する際に、周囲の人に声掛けの実施を周知する。

※ 店舗来訪者、技能実習生、旅行者、通過交通者、仕事関係者など

● 実行に向けた取組

- 観光関連事業所等への津波避難の周知、防災学習の実施（市）
- 技能実習生等の外国人転入手続きの際にチラシ配布（市）
- 技能実習生等の外国人への防災学習の実施（市）

(4) 海水浴客への周知

海水浴客が、津波警報等発表時に迅速に避難を開始できるよう、避難先案内看板の設置や津波フラッグを活用する。

● 実行に向けた取組

- 海水浴場への看板設置、海水浴客への周知（チラシの配布、放送呼びかけなど）（市）



**(5) 港湾・魚市場利用者への周知**

大船渡港は、大型客船や外国船籍、県外船籍の貨物船や漁船等の利用が多く、地理不案内者が下船。また、港湾・魚市場作業の従事者、観光客等がいることから、有事の際の避難行動を周知する。

**● 実行に向けた取組**

- 港湾ふ頭への避難誘導看板の設置検討（県（港湾管理者））
- 大型客船入港時、下船客への避難先を周知するための看板設置（市）
- 港湾・魚市場業務従事者等の避難行動周知（県（港湾管理者、漁港管理者）、市）

I 自動車避難の在り方

区分	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	地域住民の避難（自動車避難）		津波避難計画修正・周知	
2	事業従事者等の避難（自動車避難）		津波避難計画修正・周知	
3	国道45号渋滞対策の検討	検討・協議		
4	避難誘導看板（通過車両避難者用）等の設置検討	検討・協議		
5	緊急駐車場所の検討		検討・協議	

2 事業従事者の避難対策

区分	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	海溝型地震防災対策計画の作成の推進	作成働きかけ		
2	事業者の避難訓練の実施	周知・訓練実施働きかけ		
3	店舗・事業所への避難場所への掲示推進	周知・掲示働きかけ		
4	(仮称)津波率先避難等協力事業所制度の創設検討	制度検討	周知・協力事業所登録	

### 3 観光客等の地理不案内者の避難対策

区分	内 容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	確実な情報伝達（防災行政無線放送内容等）	放送内容検討	運 用	
2	確実な情報伝達（電光掲示板で周知）	運 用		
3	避難誘導標識の適正配置	現況調査	設置場所検討	随時設置
4	観光関連事業所等への津波避難の周知、防災学習の実施	1回開催		1回開催
5	技能実習生等の外国人転入手続きの際のチラシ配布	チラシ作成	配 布	
6	技能実習生等の外国人への防災学習の実施	1回開催	1回開催	1回開催
7	海水浴客への周知	看板設置・周知		
8	港湾・魚市場利用者への周知（外国船・業務従事者等）	対策検討		運 用
9	港湾利用者への周知（大型客船下船者等）	看板設置・周知		

※ 本スケジュールは、短期目標とし、情勢変化等により随時変更するものとします。